

(2012.3.1現在)

「外貨建て対応特約」について

- 1 貿易一般保険においては、輸出契約等が外貨建ての契約であっても、保険金額は円貨額で設定することになっており、保険金額算定のために用いられる適用換算率は、通常、輸出契約等締結日のTTB RATE とされております。

その結果、決済期日に円安に変動していても、保険金支払時の損失計算は、保険契約時の換算率に基づく円貨額が支払保険金の上限になりますので、円安に変動した場合は十分な填補が得られないこととなります。

- 2 例えば、US\$1,000,000 の契約で、輸出契約締結日の換算率が¥80/\$だった場合、保険金額は $US\$1,000,000 \times ¥80/\$ \times \text{付保率 } 97.5\% = ¥78,000,000$ となりますが、決済期日において¥100/\$になっていた場合に、バイヤーから支払われたならば得られた筈の $US\$1,000,000 \times ¥100/\$ = ¥100,000,000$ に対して、保険金 ¥78,000,000 は78%にしか当たらないこととなります。(円高(例えば¥60/\$)になった場合には、実損が $US\$1,000,000 \times ¥60/\$ = ¥60,000,000$ しか発生していないので、その97.5%の¥58,500,000しか払われません。)

- 3 船積時に手形を銀行買取に出した場合、通常ならば為替リスクは終了したことになりますが、それは代金が支払われた場合であって、もし、バイヤーの支払が行われなかった場合には、買取代金を銀行にリファントしなければなりません。その時円安になっていたら、@¥100/\$でドルを買って返さなければならないこととなりますので、保険金も円安に見合った金額が必要になります。

- 4 この不具合を解決するのが「外貨建て対応特約」の制度です。金額はあくまで円貨で設定しますが、円安上限額が付保時の換算率の2倍の円安(上記の例で言えば ¥160/\$)まで填補されますので、実質的には「外貨建て保険証券」に近いものとなります。但し、為替変動に連動するのは決済期日までの期間であって保険金支払日までではありませんので完全にヘッジしたことにはなりません。(外貨建て対応特約を付した場合は、TTM Rate で換算します。)

- 5 ドル建て・ユーロ建て契約について「外貨建て対応特約」を付す場合、代金回収危険部分の保険料について10%増の保険料が課徴されますが、個々の案件毎のオプションですので、それぞれの取引において為替変動対策をどのように講じているかを踏まえて、特約が必要であると判断されたら、申込み時に「外貨建て対応特約」付保と申告して申し込んでください(延払案件は無割増です)。

以 上